

陳 述 書

2023年2月11日

桜井康統

帰宅すると妻が心配そうな顔で「大丈夫だった？」迎えてくれた。一緒に寝てから深夜4時頃妻に抱きつかれて「大丈夫？」と焦ったように声をかけられた。寝ながら大声で叫んでいたらしい。翌朝起きると顔に蕁麻疹が出ていた。

やや長くなるが、山本七平『『空気』の研究』（Kindle版）（Kindleの位置 No. 66-89）を引用したい。

大変に面白いと思ったのは、そのときその編集員が再三口にした「空気」という言葉であった。彼は、何やらわからぬ「空気」に、自らの意志決定を拘束されている。いわば彼を支配しているのは、今までの議論の結果出てきた結論ではなく、その「空気」なるものであって、人が空気から逃れられない如く、彼はそれから自由になれない。従って、彼が結論を採用する場合も、それは論理的結果としてでなく、「空気」に適合しているからである。採否は「空気」がきめる。従って「空気だ」と言われて拒否された場合、こちらにはもう反論の方法はない。人は、空気を相手に議論するわけにいかないからである。「空気」これは確かに、ある状態を示すまことに的確な表現である。人は確かに、無色透明でその存在を意識的に確認できにくい空気に拘束されている。従って、何かわけのわからぬ絶対的拘束は「精神的な空気」であろう。

以前から私は、この「空気」という言葉が少々気にはなっていた。そして気になり出すと、この言葉は一つの「絶対の権威」の如くに至る所に顔を出して、驚くべき力を振っているのに気づく。「ああいう決定になった

ことに非難はあるが、当時の会議の空気では……」「議場のあのときの空気からいって……」「あのころの社会全般の空気も知らずに批判されても……」「その場の空気も知らずに偉そうなことを言うな」「その場の空気は私が予想したものと全く違っていた」等々、至る所で人びとは、何かの最終的決定者は「人でなく空気」である、と言っている。

驚いたことに、「文藝春秋」昭和五十年八月号の『戦艦大和』（吉田満監修構成）でも、「全般の空気よりして、当時も今日も（大和の）特攻出撃は当然と思う」（軍令部次長・小沢治三郎中将）という発言がでてくる。この文章を読んでもみると、大和の出撃を無謀とする人びとにはすべて、それを無謀と断ずるに至る細かいデータ、すなわち明確な根拠がある。だが一方、当然とする方の主張はそういったデータ乃至根拠は全くなく、その正当性の根拠は専ら「空気」なのである。従ってここでも、あらゆる議論は最後には「空気」できめられる。最終的決定を下し、「そうせざるを得なくしている」力をもっているのは一に「空気」であって、それ以外にない。これは非常に興味深い事実である。というのは、おそらくわれわれのすべてを、あらゆる議論や主張を超えて拘束している「何か」があるという証拠であって、その「何か」は、大問題から日常の問題、あるいは不意に当面した突発事故への対処に至るまで、われわれを支配している何らかの基準のはずだからである。ここで冒頭にもどれば、三菱重工爆破事件のとき、その周囲にいた人びとを規制し、一定のパターンの行動をとらせたものも、おそらく「空気」である。そしてそれを口にさせないのも「空気」である。

では、この「空気」とは一体何なのであろう。それは教育も議論もデータも、そしておそらく科学的解明も歯がたたない"何か"である。たとえば、最初にのべた「差別の道徳」だが、もし私の話を聞いた先生が、その実例をくわしく生徒に話し、こういうことは絶対にいけませんと教えても、その生徒はもちろん教師も、いざというときには「その場の空気」に

支配されて、自らが否定したその通りの行動をするであろう。こういう実例は少しも珍しくない。私自身、いまの今まで「これこれは絶対にしてはならん」と言いつづけ教えつづけたその人が、いざとなると、その「ならん」と言ったことを「やる」と言い、あるいは「やれ」と命じた例を、戦場で、直接に間接に、いくつも体験している。そして戦後その理由を問えば、その返事は必ず「あのときの空気では、ああせざるを得なかった」である。

「せざるを得なかった」とは、「強制された」であって自らの意志ではない。そして彼を強制したものが真実に「空気」であるなら、空気の責任はだれも追及できないし、空気がどのような論理的過程をへてその結論に達したかは、探究の方法がない。だから「空気」としか言えないわけだが、この「空気」と「論理・データ」の対決として「空気の勝ち」の過程が、非常に興味深く出ている一例に、前述の『戦艦大和』がある。

(中略)

むしろ日本には「抗空気罪」という罪があり、これに反すると最も軽く「村八分」刑に処せられるからであって、これは軍人・非軍人、戦前・戦後に無関係のように思われる。

「空気」とはまことに大きな絶対権をもった妖怪である。一種の「超能力」かも知れない。何しろ、専門家ぞろいの海軍の首脳に、「作戦として形をなさない」ことが「明白な事実」であることを、強行させ、後になると、その最高責任者が、なぜそれを行なったかを一言も説明できないような状態に落とし込んでしまうのだから、スプーンが曲がるの比ではない。こうなると、統計も資料も分析も、またそれに類する科学的手段や論理的論証も、一切は無駄であって、そういうものをいかに精緻に組みたてておいても、いざというときは、それらが一切消しとんで、すべてが「空気」に決定されることになるかも知れぬ。

ここに本件強制降機事件の問題性が鋭くあらわれている。

伊丹万作の『戦争責任者の問題』（初出「映画春秋 創刊号」1946年8月）には

たとえば、最も手近な服装の問題にしても、ゲートルを巻かなければ門から一步も出られないようなこつけないことになってしまうのは、政府でも官庁でもなく、むしろ国民自身だったのである。私のような病人は、ついに一度もあの醜い戦闘帽というものを持たずにすんだが、たまに外出するとき、普通のあり合わせの帽子をかぶつて出ると、たちまち国賊を見つけたような憎悪の眼を光らせたのは、だれでもない、親愛なる同胞諸君であつたことを私は忘れない。

（中略）

そしてだまされたものの罪は、ただ単にだまされたという事実そのものの中にあるのではなく、あんなにも造作なくだまされるほど批判力を失い、思考力を失い、信念を失い、家畜的な盲従に自己の一切をゆだねるようになってしまっていた国民全体の文化的無気力、無自覚、無反省、無責任などが悪の本体なのである。

このことは、過去の日本が、外国の力なしには封建制度も鎖国制度も自力で打破することができなかつた事実、個人の基本的人権さえも自力でつかみ得なかつた事実とまったくその本質を等しくするものである。

そして、このことはまた、同時にあのような専横と圧制を支配者にゆるした国民の奴隷根性とも密接につながるものである。

それは少なくとも個人の尊厳の冒瀆、すなわち自我の放棄であり人間性への裏切りである。また、悪を憤る精神の欠如であり、道徳的無感覚である。ひいては国民大衆、すなわち被支配階級全体に対する不忠である。

ゲートルはマスクに置き換えられる。日本の相互監視社会は戦時中と変わらない。マスクという薬機法上雑貨に過ぎない布キレ1枚を着ける着け

ないの話で警察沙汰となり、飛行機から降ろされる。これが法令に基づく措置であれば話は変わってくるが¹、国交相が認可する運送約款とは無関係に、定期航空協会という任意団体が独自に定めた「お願い」を根拠に強制降機という人権侵害が断行されている。

コクラン・レビュー²は、2023年1月31日、「マスクの感染予防効果」についての最新エビデンス（エビデンス界で最高峰と言われるシステマティックレビュー）を出した³。2020年以降の11件を含む78件のRCT、すなわち、エビデンスレベルが最上位のランダム化比較試験である。結論、「効果はない」とのことである。事件当時もマスクに感染予防効果は認められていない。医療用マスクやサージカルマスクも医療品・医療機器ではなくただの雑貨である（甲19）。

被告 JAL の広報担当者~~XXXXXXXX~~氏は、マスクの着用は義務ではないとしながらも「できるだけ乗客を説得する」し、それは「他の客の不安解消のため」だと説明している（甲20）。全く意味不明なロジックである。

百歩譲って、仮に、3分で全ての空気が入れ替わっているという航空機の機内において、機内サービスが提供され飲食が自由であるにもかかわらず、マスク不着用者がいることが許せず、その者を降ろしたいと思うほどに真実不安な人がいたとしよう。その人はどうやって自らの視界に入らない前列や後列の人がマスクを着用していると確信できるのであろうか？その人はどうやって自らの視界に入らない前列や後列の人が顎マスクをしていないと確信できるのであろうか？機内で着席して以降は高い座席

¹ 欧米における機内でのマスク着用義務は2022年に解除されている。

² コクラン・レビュー（英語サイト）は、医学論文のシステマティック・レビューを行なう国際的団体のコクランが作成している、質の高いシステマティック・レビューとして定評のあるもの。

³ 『Physical interventions to interrupt or reduce the spread of respiratory viruses』
<https://www.cochranelibrary.com/cdsr/doi/10.1002/14651858.CD006207.pub6/full>

シートで視界を遮られ、どの旅客がマスクを着用しているのか、着用していないのかを確認することはまずできない。マスク不着用者がいることが許せず、その者を降ろしたいと思うほどに不安な者はそもそも飛行機に乗らないはずである。このような存在するかどうか疑わしい人物像の抽象的不安解消のためという意味不明なロジックで法令の根拠なくして強制降機の裏返しとしてのマスクの着用強制を行うことは許されない。被告 JAL は感染対策を標榜するものの決して機内での会話を禁止しないし、機内サービスを廃止せず、飲食を禁止しない。なぜだろうか？客の不安解消はどこにいったのであろう。

不安でいえば、咳をしている者が搭乗することの方が不安であるはずであるが、咳をしていようがマスクをしていれば搭乗できるというのが被告 JAL の運用である。CA は医師でないから感染症の疑いがあるとして旅客を降機させる判断はできない。現実には、陽性者が咳やくしゃみをしていてもマスクを着用していれば飛行機に搭乗できる。被告 JAL が行なってきたのは幼稚な茶番劇であって感染対策の美名を借りた非人道的行為である。日本のマスク依存を背景に、相互監視やスパイト行為の得意な日本人の国民性を背景にした人権侵害である。私は山本七平のいう抗空気罪により強制降機させられた。

マスク不着用者も客である。マスクで顔を隠した CA から延々絡み続けられるのは不安どころの騒ぎではなく一生のトラウマになるレベルの恐怖である。私があそこまで注意深く言葉を重ねて本件事前登録を行なったのは、不要な、無益なトラブルを回避するためである。私は仮にマスク着用強制がなくなったとしても極力飛行機にはもう乗りたくない。

被告 XXXX の指示には合理性が認められず、本件強制降機は違法であった。したがって私には本件運送契約に基づき本件航空機にて伊丹空港に移動する「正当な理由」（刑法 130 条）があり、降機命令に従わなくとも業務

妨害罪や不退去罪が成立することはなく、本件強制降機は私が本件航空機にて伊丹空港に移動するという「権利の行使を妨害」したといえ、被告~~×~~~~×~~らには強要罪が成立するとすら評価し得る。それにもかかわらず、臨場した警察官らがさも当然のように私を犯罪者扱いした様子は一生忘れることがないであろう。

被告~~■~~の（被告~~■~~から）「態度が悪かったと聞いている」という台詞に全てがあらわれていた。被告~~■~~は素朴であった。被告~~■~~から聞いたフレーズをそのまま述べたのであろう。被告~~■~~は、私から満足のいく回答が出るまで必要以上に私に絡もうとした結果自分でも対象が判然としない「確認」に終始せざるを得なくなったものと思われる。彼女がただ我欲を押し通そうとしたとは思わないが、少なくとも私が一言も喋らない旨明言して以降は私に粘着するのをやめ、直ちに出発に向けた本来の仕事をするべきであった。

私は反社会的勢力ではない。何ら安全な空の旅を脅かすことのできる物理的な実力を有さない一介の弁護士に過ぎず、幼馴染の医師と屋久島に旅行に来ただけの取るに足りない存在である。私は事件当時健康であった。同じ部屋で寝泊まりし、ずっと一緒にいた親友の医師からこれ以上なく信用できる診断が可能であろう。

感染対策の美名に藉口したマスク着用強制は、日本特有ともいえる空気の支配、全体主義により正当化されがちであるからこそ、その是非を問うことは、人権擁護の一丁目一番地であると確信する。それゆえに本件強制降機について司法の判断を仰ぎたい。私は、この国に自由と正義が生きていることこそ「確認」したい。弁護士としてのアイデンティティを再構築したい。この裁判は、私の資格、職業人生を賭けたものである。人間的なものへの愛情、非人間的なものへの憤怒である。人間讃歌である。

以上